

兵庫県立姫路東高等学校
創立１００周年記念事業実行委員会会則（案）

（名称）

第１条 本会は、兵庫県立姫路東高等学校創立１００周年記念事業実行委員会と称する。

以下、実行委員会と称する。

（事務局）

第２条 本会の事務局は、兵庫県立姫路東高等学校内に置く。

（目的及び事業）

第３条 本会は、兵庫県立姫路東高等学校創立１００周年を記念し、次に掲げる事業を行う。

（１） 創立１００周年に関する事業。

（２） 実行委員会が企画する事業。

（３） その他目的を達成するために必要な事業。

２ 本会は、前項の目的を達成するため、寄附金を募集する。

（組織）

第４条 本会は、同窓会・ＰＴＡ・学校教職員によって組織する。

（役員）

第５条 本会に、次の役員を置く。

委員長	１名
副委員長	若干名
会計	２名
監事	２名

（役員の選出）

第６条 役員は、本会で推薦し、決定する。

（委員長）

第７条 委員長は、会務を統括し、本会を代表する。

２ 委員長は、事業の推進のため必要に応じて、実行委員を委嘱できる。

３ 委員長は、専門委員会の委員を委嘱する。

（副委員長）

第８条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（会計）

第９条 会計は、財務を司る。

（監事）

第１０条 監事は、会務執行の状況及び会計を監査する。

２ 監事は、本会に出席し、意見を述べることができる。

(実行委員会)

第 11 条 委員長は、実行委員会を必要に応じ招集し、会議においてその議長となる。

- 2 委員長は、実行委員会構成員の 3 分の 1 以上の者から、会議に付すべき事項が示され実行委員会の開会を要請された場合は、これを招集しなければならない。
- 3 実行委員会の議事は、出席実行委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 前項については、委任による議決権の行使を含むものとする。
- 5 この会則に定めるもののほか、実行委員会の議事運営については、実行委員会の定めるところによる。

(専門委員会)

第 12 条 委員長は、事業の推進を図るために、専門委員会を設置する。

- 2 委員長は、専門委員会の委員長を、本会の実行委員から任命する。
- 3 専門委員会の委員長は、実行委員および専門委員会の委員とともに、事業の具体化を図る。
- 4 専門委員会とは、式典、記念行事（講演会）、記念誌、祝典および募金活動の委員会をいう。

(資金)

第 13 条 本会の資金は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 2 項により募集した寄附金
- (2) 前号の資金から生ずる利息
- (3) その他

2 本会の資金は、本会の業務を行うもの以外に支出してはならない。

3 本会の資金は、実行委員会の議決に基づき委員長が管理する。

4 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の改正)

第 14 条 本会則の改正は、実行委員会の議決によるものとする。

(解散)

第 15 条 本会は、実行委員会において、第 3 条の目的を達成したと認めたとき、または実行委員会の議決があったときは解散する。

附則

- 1 この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。